

# 証券総合取引約款

## 第1章 総合取引

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、投資信託受益券（以下「投資信託」といいます。）及び国債又は地方債（以下、国債と地方債を総称して「公共債」といい、本約款に定める投資信託と公共債に係る取引を総称して「証券総合取引」といいます。）に関する取引についてお客様と株式会社東和銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この約款に別段の定めがないときには、次に掲げる約款・規定によるものとします。

### 第2条（総合取引の利用）

お客様は、この約款に基づいて次に掲げる約款、規定に係る取引等（以下「総合取引」といいます。）をいつでもご利用いただけます。

- (1) 第2章に定める投資信託受益証券等の保護預り及び第3章に定める投資信託受益権振替決済口座管理
- (2) 第4章に定める国債証券等の保護預り兼振替決済口座管理及び第5章に定める一般債振替決済口座管理
- (3) 累積（自動継続）投資約款
- (4) 投資信託自動積立サービス取扱規定
- (5) 特定口座取引規定
- (6) 非課税口座上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定
- (7) 未成年者口座及び課税未成年者口座取引規定
- (8) 当行が別途定める取扱規定に基づく取引

### 第3条（申込方法等）

- (1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名（または記名）し、これを当行本支店に提出していただくことによって証券総合取引をお申込みいただきます。なお、お申込みの際、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に従い、本人確認を行わせていただきます。
- (2) お客様は、当行が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。
- (3) 当行は、投資信託及び公共債の売買等のご注文をお受けする際には、原則として、お客様から買付注文に係る代金をお預けいただいた後、当該ご注文をお受けいたします。

### 第4条（指定預金口座）

- (1) 証券総合取引のお申込みをされる際には、当行がお客様にお支払いする金銭をご入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を、あらかじめご指定していただきます。
- (2) 指定預金口座は、当行本支店におけるお客様名義の普通預金口座または当座預金口座としていただきます。
- (3) 証券総合取引に係る投資信託及び公共債の収益分配金や利金・償還金・解約代金・買取代金等は、指定預金口座にご入金いたします。
- (4) 投資信託の購入・募集、及び積立による購入の代金は、原則 指定預金口座より払い出し、又は自動振

替により充当することとします。この場合、当座預金規定又は普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、小切手又は払戻請求書及び普通預金・総合口座通帳等の提示は不要とします。

- (5) 指定預金口座は、原則として、振替決済口座と同一のお取引店で開設されているものとします。
- (6) 指定預金口座を変更するときは、所定の用紙により届出が必要となります。

#### 第4条の2（指定預金口座の確認）

- (1) 当行は、前条により預金口座の指定があったときは、「証券総合取引申込書（控）」又は「投資信託取引における取引方式・金銭および収益分配金の振込先指定口座の変更届（控）」を手交又は送付いたしますので、記載内容を十分にご確認ください。万一、記載内容に相違があるときは、速やかに当行にお申し出ください。
- (2) 当行が前項の「証券総合取引申込書（控）」又は「投資信託取引における取引方式・金銭および収益分配金の振込先指定口座の変更届（控）」を手交又は送付した後の1週間は、振り込み請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振り込みができないことがあります。

#### 第5条（反社会的勢力との取引拒絶）

- (1) この約款に定める証券総合取引は、第6条第2項第1号、第2号AからE、及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項第1号、第2号AからE、及び第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの契約に基づく取引の開始をお断りするものとします。
- (2) 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、本約款に基づく取引の一部を事前の通知なく制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 第6条（解約等）

- (1) 証券総合取引は、次の各号のいずれかに該当する場合には、解約されます。
  - ① お客様から解約のお申し出があったとき
  - ② お客様が手数料を支払わないとき
  - ③ お客様がこの約款に違反したとき
  - ④ 振替決済口座におけるお客様の有価証券の残高が一定期間以上ないとき
  - ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (2) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は事前の通知なく証券総合取引の全部又は一部を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引の全部又は一部を解約できるものとします。
  - ① お客様の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明したとき
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をしたとき
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

## 第2章 投資信託受益証券等の保護預り

### 第7条（保護預り証券の範囲）

- (1) この保護預りでは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項第10号及び同第11号に規定する次に掲げる証券（以下「投資信託受益証券等」といいます。）をお預りします。
- ① 投資信託の受益証券
  - ② 投資証券
  - ③ 投資法人債券
- (2) 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときには投資信託受益証券等の保護預りをお断りすることがあります。
- (3) この約款に従ってお預りした投資信託受益証券等を本章において以下「保護預り証券」といいます。

### 第8条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当行は保護預り証券について金商法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他の預け主の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとし、
- なお、累積投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券等の保管については、別に定めるところによることとします。
- (2) 前項による混合保管は大券をもって行うことがあります。
- (3) 当行は、保護預り証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社又はその他の金融機関に再寄託することがあります。

### 第9条（混合保管に関する同意事項）

前条の規定により混合保管する保護預り証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の保護預り証券に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- (2) 新たに保護預り証券をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返

還については、同銘柄の証券をお預りしている他の預け主と協議を要しないこと

#### 第 10 条（保護預り口座の設定）

- (1) 投資信託受益証券等の保護預りは、当行に対して保護預り口座を設定した場合に限り受け付けることとし、当該口座設定の際は当行所定の証券総合取引申込書をご提出ください。
- (2) 証券総合取引申込書に記載された氏名又は名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）等をもって、届出の氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

#### 第 11 条（手数料）

- (1) この保護預りの手数料（以下「手数料」といいます。）は、当行所定の料率と計算方法により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当行所定の日に、指定預金口座から、小切手又は払戻請求書及び普通預金・総合口座通帳等の提示を受けることなく払戻しのうえ充当するものとし、なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合又は保護預り証券のすべてが償還（清算を含みます。以下同じ。）された場合は、解約日又は償還日（清算日を含みます。）の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- (4) 当行は、指定預金口座に手数料に相当する金額がない場合は、第 14 条により当行が受け取る保護預り証券の償還金、分配金（配当金を含みます。以下同じ。）又は解約・買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとし、

#### 第 12 条（預入れ及び返還）

- (1) 投資信託受益証券等を預け入れるときは、預け主又は預け主があらかじめ届出た代理人（以下「預け主等」といいます。）が当行所定の申込書に署名（又は記名）してご提出ください。
- (2) 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、当行所定の日までに所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください
- (3) 当行所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
- (4) 保護預り証券は、預け主等がお引き取りになるまでは、この約款により当行がお預りしているものとし、

#### 第 13 条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当行は、次の各項のいずれかに該当する場合は、前条第 2 項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 当行に保護預り証券の解約又は買取りを請求される場合
- (2) 当行が第 14 条により保護預り証券の償還金を受け取る場合
- (3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

#### 第 14 条（償還金等の受入れ等）

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当行がこれを受け取り指定口座に入金します。

#### 第 15 条（お客様への連絡事項）

- (1) 当行は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。
- (2) 前項の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当行は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (4) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第 16 条（届出事項の変更）

- (1) 氏名又は名称、法人における代表者の役職氏名、取引代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客様に個人番号カード等及び印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証、その他当行が必要と認める書類等をご提出又は法人番号等をご提示願うことがあります。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第 1 項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、共通番号等をもって、お届けの氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

#### 第 17 条（解約等）

- (1) この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出ください。第 96 条による預け主からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、当行所定の期間については、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、預け主がお引き取りになるまでは、この約款により当行がお預りしているものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定のお手続きをお取りください。第 96 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。
  - ① 預け主が手数料を支払わないとき
  - ② 預け主について相続の開始があったとき



く振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係については、第3章の約款によります。なお、この約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

#### 第24条（特例投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請、その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ② 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当行に対して、前号に掲げる振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、第2章によらず、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、第3章により管理すること

### 第3章 投資信託受益権振替決済口座管理

#### 第25条（本章の趣旨）

この章は、振替法に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

#### 第26条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。
- (3) 当行は、お客様が投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたしません。

#### 第27条（振替決済口座の開設）

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の証券総合取引申込書によりお申

込みいただきます。その際、犯罪収益移転防止法の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- (2) 当行は、お客様から証券総合取引申込書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

#### 第 28 条（当行への届出事項）

証券総合取引申込書に記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、共通番号等とします。

#### 第 29 条（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
    - ア. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
    - イ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
    - ウ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - エ. 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合には、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - オ. 償還日
    - カ. 償還日翌営業日
  - ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 7 営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、署名（又は記名）してご提出ください。

- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託の銘柄及び口数
  - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - ④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。  
また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当行に投資信託の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託の振替の申請があったものとして取り扱います。

### 第30条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

### 第31条（担保の設定）

お客様の投資信託について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

### 第32条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

### 第33条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、当行所定の方法により、お客様の指定預金口座に入金します。

### 第34条（お客様への連絡事項）

- (1) 当行は、投資信託について、次の事項をお客様にご通知します。
- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）

- ② 残高照合のための報告
- ③ お客様に対して機構から通知された事項

- (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当行は、前2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (4) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第35条（届出事項の変更手続き）

- (1) 氏名又は名称、法人における代表者の役職氏名、取引代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客様に個人番号カード等及び印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証、その他当行が必要と認める書類等をご提出又は法人番号等をご提示願うことがあります。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

#### 第36条（手数料）

- (1) 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の手数料をいただくことがあります。手数料をいただく場合は、指定預金口座から、小切手又は払戻請求書及び普通預金・総合口座通帳等の提示を受けることなく払戻しのうえ充当するものとします。
- (2) 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、手数料のお支払がないときは、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

#### 第37条（当行の連帯保証義務）

機構又は上位機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託の振替手続きを行った際、機構又は上位機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分（投資信託を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

- (2) その他、機構又は上位機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

#### 第 38 条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当行は、当行が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当行の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当行のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- ① 銘柄名称
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当行の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- ③ 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

#### 第 39 条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当行は、機構において取り扱う投資信託のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。
- (2) 当行は、当行における投資信託の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

#### 第 40 条（解約等）

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 30 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を解約し、現金によりお返しすることがあります。第 96 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。
  - ① お客様から解約のお申し出があったとき
  - ② お客様が手数料を支払わないとき
  - ③ お客様がこの約款に違反したとき
  - ④ 第 36 条による手数料の計算期間が満了したときに口座残高がないまま、相当の期間を経過したとき
  - ⑤ お客様の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (2) 前項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 36 条第 2 項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (3) 当行は、前項の不足額を引取りの日に第 36 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 36 条第 2 項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

#### 第 41 条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### 第 42 条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

#### 第 43 条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 35 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に記載された内容が届出の内容と相違するため、投資信託の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託の記録が滅失等した場合、又は第 33 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 42 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

### 第 4 章 国債証券等の保護預り兼振替決済口座管理

#### 第 44 条（本章の趣旨）

- (1) この章は、お客様から当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が振替法に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
  - ① 国債証券
  - ② 地方債証券
  - ③ 政府保証債券
- (2) 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振決国債に係る口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。
- (3) この章に従ってお預りした国債証券等を本章において以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

#### 第 45 条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当行は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 43 条の 2 に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

#### 第 46 条（混合保管に関する同意事項）

前条の規定により混合保管する保護預り証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の保護預り証券に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに保護預り証券をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

#### 第 47 条（振替決済口座）

- (1) 振込国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- (3) 当行は、お客様が振込国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

#### 第 48 条（保護預り口座・振替決済口座の開設）

- (1) 保護預り証券については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の証券総合取引申込書をご提出ください。その際、犯罪収益移転防止法に従い、本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当行は、お客様から証券総合取引申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 証券総合取引申込書に記載された氏名又は名称、住所、生年月日、共通番号、法人における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、共通番号等とします。
- (4) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

#### 第 49 条（手数料）

- (1) この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、別に記載の料率と計算方法により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当行所定の日、指定預金口座から、小切手又は払戻請求書及び普通預金・総合口座通帳等の提示を受けることなく払戻しのうえ充当するものとし、なお、当初契約期間の手料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- (4) 当行は、指定預金口座に手数料に相当する金額がない場合は、第 58 条により当行が受け取る振替債等の償還金（第 57 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子又は買取り代金等（以

下「償還金等」といいます。) から手数料に充当することができるものとします。なお、手数料のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

#### 第 50 条 (預入れ及び返還)

- (1) 保護預り証券を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人 (以下「お客様等」といいます。) が当行所定の依頼書に署名 (又は記名) してご提出ください。
- (2) 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その 6 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- (3) 利子支払期日の 7 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- (4) 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当行が預りしているものとします。

#### 第 51 条 (振替の申請)

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- (2) 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、当行所定の日までにあらかじめ、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、署名 (又は記名) してご提出ください。
  - ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
  - ③ 振替先口座
  - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- (3) 前項第 1 号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。  
また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、当行が定める日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に署名 (又は記名) してご提出ください。
- (6) 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### 第 52 条 (他の口座管理機関への振替)

- (1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項 (当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄かの別、加入者口座番号等) をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

#### 第 53 条 (担保の設定)

お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

#### 第 54 条（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
- (2) 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
  - ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

#### 第 55 条（分離元本振込国債等の元利統合申請）

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
- (2) 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
  - ① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

#### 第 56 条（保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 50 条第 2 項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様に代わって手続きさせていただきます。

- ① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合
- ② 当行が第 58 条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

#### 第 57 条（抽選償還）

混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

#### 第 58 条（償還金等の受入れ等）

- (1) 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入

金します。

- (2) 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定預金口座に入金します。

#### 第 59 条 (お客様への連絡事項)

- (1) 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。
  - ① 残高照合のための報告
  - ② 第 57 条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額
- (2) 前項第 1 号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

#### 第 60 条 (届出事項の変更)

- (1) 氏名又は名称、法人における代表者の役職氏名、取引代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客様に個人番号カード等及び印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証、その他当行が必要と認める書類等をご提出または法人番号等をご提示願うことがあります。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ、国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第 1 項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、共通番号等をもって、お届けの氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

#### 第 61 条 (当行の連帯保証義務)

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債(分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の

## 支払いをする義務

- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

## 第 62 条 (解約等)

- (1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、あらかじめ当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に署名(又は記名)してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 96 条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の当行が定める一定の期間は、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 96 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。
  - ① お客様が手数料を支払わないとき
  - ② お客様について相続の開始があったとき
  - ③ お客様等がこの約款に違反したとき
  - ④ 第 49 条による手数料の計算期間が満了したときに口座残高がないまま、相当の期間を経過したとき
  - ⑤ お客様の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (5) 前項による振替債等の引取り又は振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第 49 条第 3 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (6) 当行は、前項の不足額を引取りの日に第 49 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 49 条第 4 項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

## 第 63 条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### 第 64 条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

#### 第 65 条（公示催告等の調査）

当行は、保護預り証券について、公示催告の申し立て・除権決定の確定についての調査・通知義務は負いません。

#### 第 66 条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

#### 第 67 条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 60 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に記載された内容が届出の内容と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第 58 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 64 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

#### 第 68 条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする振替法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

#### 第 69 条（特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を、当行が代って行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（振替法に基づく振替制度へ移行

するために、当行から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。)

- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この規定によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定により管理すること

## 第5章 一般債振替決済口座管理

### 第70条（本章の趣旨）

- (1) この章は、振替法に基づく振替制度において取り扱う一般債（地方債等）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債（地方債等）の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。
- (2) 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは一般債に係る口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。

### 第71条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。
- (3) 当行は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

### 第72条（振替決済口座の開設）

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の証券総合取引申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪収益移転防止法の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当行は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

### 第73条（当行への届出事項）

証券総合取引申込書に記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、共通番号等とします。

### 第74条（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - ③ 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
  - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、当行所定の日までにあらかじめ、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、署名（又は記名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当行に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### 第75条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

#### 第76条（担保の設定）

お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当行所定の手続きにより振替を行います。

#### 第77条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

#### 第78条（元利金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、上位機関が当行に代ってこれを受け取り、当行が上位機関からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

#### 第79条（お客様への連絡事項）

- (1) 当行は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客様に対して機構から通知された事項

- (2) 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当行は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (4) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第80条（届出事項の変更）

- (1) 氏名又は名称、法人における代表者の役職氏名、取引代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客様に個人番号カード等及び印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証、その他当行が必要と認める書類等をご提出又は法人番号等をご提示願うことがあります。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

#### 第81条（手数料）

- (1) この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、別に記載の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日、指定預金口座から、小切手又は払戻請求書及び普通預金・総合口座通帳等の提示を受けることなく払戻しのうえ充当するものとし、なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- (4) 当行は、指定預金口座に手数料に相当する金額がない場合は、第78条により当行が受け取る振替債等の償還金、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとし、また、手数料のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

## 第 82 条（当行の連帯保証義務）

機構又は上位機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 一般債の振替手続きを行った際、機構又は上位機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払いをする義務
- ② その他、機構又は上位機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

## 第 83 条（同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当行は、当行が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、〔又は当行の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当行のお客様が権利を有する一般債の金額についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされるときで、〕かつ、同一銘柄についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされる場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- ① 当該銘柄
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の金額を顧客口に記載又は記録をする当行の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）
- ③ 前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の金額

## 第 84 条（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当行は、機構において取り扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当行は、当行における一般債の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

## 第 85 条（解約等）

- (1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、あらかじめ当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に署名（又は記名）してご提出し、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 96 条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の当行が定める一定の期間は、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 96 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。
  - ① お客様から解約のお申し出があったとき
  - ② お客様が手数料を支払わないとき

- ③ お客様等がこの約款に違反したとき
  - ④ 第 81 条による手数料の計算期間が満了したときに口座残高がないまま、相当の期間を経過したとき
  - ⑤ お客様の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (4) 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 81 条第 3 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (5) 当行は、前項の不足額を引取りの日に第 81 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 81 条第 4 項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

#### 第 86 条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### 第 87 条（緊急措置）

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

#### 第 88 条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 80 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に記載された内容が届出の内容と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 78 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 87 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

#### 第 89 条（機構非関与銘柄の振替の申請）

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

#### 第 90 条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号ま

でに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

## 第 6 章 雑則

### 第 91 条（取扱いの解除）

第 2 条の各取扱いは、次の場合に解除されます。

- (1) 解除のお申し出があった場合
- (2) 当行が解除を申し出た場合

### 第 92 条（公示催告等の調査等の免除）

当行は、お預りしている証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確認等についての調査及びご通知はいたしません。

### 第 93 条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 依頼書、諸届その他の書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (2) 当行が第 4 条に定める指定預金口座に金銭を振込んだ後に発生した損害
- (3) 当行所定の手続きによる返還のお申し出がなかったため、または依頼書に記載された内容が届出の内容と相違するためにお預りした証券、振替口座簿で管理している証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- (4) お預り当初から、保護預り証券または振替口座簿で管理している証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害
- (5) 天災地変その他の不可抗力により、この約款に基づく証券の買付け、保護預り証券または金銭の返還が遅延したことにより生じた損害
- (6) 電信または郵便の誤配や延滞等、当行の責めに帰すことができないことにより生じた損害

### 第 94 条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

#### 第 95 条（届出事項の変更）

- (1) 氏名又は名称、法人における代表者の役職氏名、取引代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客様に個人番号カード等及び印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証、その他当行が必要と認める書類等をご提出または法人番号等をご提示願うことがあります。
- (2) 第 1 項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、共通番号等をもって、お届けの氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

#### 第 96 条（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。
- (2) この契約は、預け主又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### 第 97 条（報告事項）

当行は、次の事項をお客様にご報告します。

- (1) 投資信託または公共債の取引が成立したときは、遅滞なく、取引報告書をお客様にお届けします。
- (2) 取引残高報告書のお届けについては、第 15 条、第 34 条、第 59 条、第 79 条の定めに基づき行います。

#### 第 98 条（成年後見人等の届け出）

成年後見人等との取引の場合、次によります。

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第 99 条（本約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁並びに振替機関の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページへの掲載または取扱店の店頭掲示等その他相当の方法により周知します。

#### 附則

この約款は、2025 年 4 月より適用させていただきます。

以上

(2025.4\_10351)